

【地域密着型通所介護】加算（減算）届 必要書類一覧表

次の内容の基本報酬又は加算・減算を算定しようとする場合は、加算開始月の前月15日まで（必着）に届出が必要です。

内容			備考
	届出用紙	添付書類	
職員の欠員による減算・減算の解消		・勤務形態一覧表※	※人員欠如が生じた月（解消した場合は解消した月）のものを提出してください。
高齢者虐待防止措置未実施減算・減算の解消			
業務継続計画未策定減算・減算の解消			
時間延長サービス体制加算			
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)		・浴室部分の状況がわかる平面図 ・研修の実施計画等	※(Ⅰ)と(Ⅱ)のいずれも算定を予定している場合は(Ⅱ)の届出を行ってください。
中重度者ケア体制加算		・「中重度者ケア体制加算に係る届出書」（別紙22） ・「利用者の割合に関する計算書」（別紙22-2） ・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・看護職員の資格証の写し	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ) (総合事業あり)			
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ		・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・機能訓練指導員の資格証の写し	
個別機能訓練加算（Ⅱ） ※申請するには個別機能訓練加算（Ⅰ）イか（Ⅰ）ロを既に算定しているか又は個別機能訓練加算（Ⅰ）イか（Ⅰ）ロを同時に申請する必要があります。	・加算届 (別紙3-2)		※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
ADL維持等加算（申出） ※介護予防は不可	・状況一覧表 (別紙1-3)		※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
認知症加算		・「認知症加算に係る届出書」（別紙23） ・「利用者の割合に関する計算書」（別紙23-2） ・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・研修の修了証の写し	
若年性認知症利用者受入加算 (総合事業あり)			
栄養アセスメント加算・栄養改善体制加算 (総合事業あり)		・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・管理栄養士の資格証の写し	※外部との連携により配置する場合は、勤務表の氏名欄に連携先の事業所名を記入してください。
口腔機能向上加算（Ⅰ） (総合事業あり)		・勤務形態一覧表（加算算定開始月のもの） ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し	
口腔機能向上加算（Ⅱ） (総合事業あり) ※申請するには口腔機能向上加算（Ⅰ）を既に算定しているか、口腔機能向上加算（Ⅰ）を同時に申請する必要があります。			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
科学的介護推進体制加算 (総合事業あり)			※別紙1-3のLIFEを「あり」にする
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (総合事業あり)		・「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙14-3）	
上記加算の取下げ			
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算			